

岡山市フレイル対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（以下「法」という。）（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する事業として、岡山市フレイル対策事業（以下「フレイル対策事業」という。）を実施することにより、高齢者をできるだけ早い段階から介護予防の取組に繋げ、高齢者が要介護状態に陥ることを防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フレイル 健康と要介護の間の時期で、加齢とともに筋力や認知機能などといった心身の活力が低下した状態であり、早期に適切な取組を行うことで元気な状態を取り戻すことができる段階をいう。
- (2) フレイル健康チェック 岡山市内在住の概ね65歳以上の高齢者を対象として、岡山市フレイル健康チェックシートの項目によりフレイル判定を行い、その結果に基づき、フレイル又はフレイル予防に関する指導及び機関の紹介等を行うことをいう。
- (3) 個別指導 前号に掲げるフレイル健康チェックを受けた者（法第19条第1項の介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者若しくは医師の指示によるリハビリテーション等を受けている者を除く。）のうち、フレイル該当者として判定を受けた者に対して、専門職（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、介護福祉士及び健康運動指導士をいう。以下同じ。）又は岡山市（以下「市」という。）がこれらと同等と認める者が状態に応じた個別プログラムを立て、元気な状態を取り戻すための適切なアドバイスを行うことをいう。

(フレイル対策事業の実施内容)

第3条 フレイル対策事業は、市が別表に掲げる協力機関（以下「協力機関」という。）の協力を得て、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) フレイル及びフレイル予防に関する情報の広報及び啓発
 - (2) フレイル健康チェックの実施
 - (3) 個別指導の実施
- 2 前項に規定する事項への具体的な協力の内容については、市と協力機関が協議の上、決定するものとする。

(常設フレイル健康チェック実施機関の登録)

第4条 市は、協力機関に所属する機関（岡山市内に所在する機関に限り、当該機関の従業者等が協力機関に所属している場合を含む。）から、フレイル健康チェックを実施するこ

とができると認められる機関を常設フレイル健康チェック実施機関として登録し、市民に情報提供することとする。

- 2 前項に規定する登録を受けようとする機関は、常設フレイル健康チェック実施機関登録申込書（様式第1号）を市に提出（申込書の作成に代えて市の使用に係る電子計算機と接続された当該申込みのための情報処理システムを通じて送信し、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法を含む。）しなければならない。
- 3 市は、第2項の規定に基づき提出されるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該申込書の提出を省略させることができる。

（変更の届出等）

- 第5条 常設フレイル健康チェック実施機関は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市に届け出なければならない。
- 2 常設フレイル健康チェック実施機関は、当該登録を辞退しようとするときは、その辞退の日の1月前までに、その旨を市に届け出なければならない。
 - 3 市は、前項の届出を受けた場合には、第4条第1項の登録を削除しなければならない。

（登録の取消し）

- 第6条 市は、常設フレイル健康チェック実施機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の登録を取り消すことができる。
- (1) 協力機関に所属（従業者等が所属している場合を含む。）する機関でなくなったとき。
 - (2) フレイル健康チェックの実施により知り得た個人情報を市の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしたとき。
 - (3) その他法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

（出張フレイル健康チェックの実施手続）

- 第7条 地域住民からの要請等により、協力機関がフレイル健康チェックを実施する場合又は常設フレイル健康チェック実施機関が第4条第1項により登録した所在地以外の場所でフレイル健康チェックを実施する場合（以下「出張フレイル健康チェック」という。）は、その実施日（複数日実施する場合は、最も早い日にちとする。）の前3月の初日から前日までにその旨を市に届け出なければならない。
- 2 前項に規定にかかわらず、常設フレイル健康チェック実施機関が行う場合は、前項に規定する届け出を省略することができる。
 - 3 出張フレイル健康チェックの実施後は、実施日から1月以内に、市に実績を報告しなければならない。

（フレイル健康チェック及び個別指導の実施）

- 第8条 協力機関及び常設フレイル健康チェック実施機関は、別に定めるところによりフ

レイル健康チェック又は個別指導を実施するものとする。

- 2 協力機関及び常設フレイル健康チェック実施機関は、フレイル健康チェック及び個別指導の実施に際し、チェック及び個別指導実施時に取得する個人情報保護のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。
- 3 市は、第1項の実施が円滑にできるよう、物品の支給その他必要な支援を行うものとする。

（フレイル健康チェックを実施する者の要件）

第9条 フレイル健康チェックを実施する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 協力機関又は常設フレイル健康チェック実施機関に所属する者若しくは市がこれらと同等と認める者
- (2) 市のフレイル健康チェックの実施に関する研修を受講し、基礎的な知識を習得したと認められた者

（フレイル対策事業検討会議）

第10条 市は、協力機関とフレイル対策事業の具体的な実施方法、スケジュール、実施後の状況、事業課題等に関する協議及び情報共有を行うことを目的としたフレイル対策事業検討会議を設置するものとする。

（参加証明書）

第11条 市は、常設フレイル健康チェック実施機関に対し、フレイル健康チェックの実績を記載した証明書を年に1回交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、証明書のほかに常設フレイル健康チェック実施機関が実績を確認できるときには、前項に規定する証明書の交付を省略することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、フレイル対策事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

協力機関
一般社団法人 岡山市医師会
岡山市内医師会連合会
岡山市内歯科医師会連合会
岡山市薬剤師会
公益社団法人 岡山県看護協会
公益財団法人 岡山市ふれあい公社

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）							
岡山市フレイル対策事業 常設フレイル健康チェック実施機関 登録申込書							
岡山市フレイル対策事業の目的（岡山市フレイル対策事業実施要綱第1条）に同意し、常設フレイル健康チェック実施機関としての登録を申し込みます。							
申込日		年 月 日					
【申込者】							
申込（担当）者氏名							
申込（担当）者所属							
【公表する情報】							
実施機関名（店舗名まで記入）							
所在地		〒	電話番号				
		岡山市					
留意事項							
【実施体制】							
携わる人数及び職種		医師	人	歯科医師	人	薬剤師	人
		看護師	人	その他 <small>（具体的な職名）</small>			人
必要設備（※）		のぼり旗 ・ のぼり台 ・ タブレットアプリ					
※ 必要なものに○印をつけてください。							
【連絡先】							
連絡先名称	<input type="checkbox"/> 同上						
電話番号	<input type="checkbox"/> 同上	FAX					
事務連絡及び 物品の送付先	<input type="checkbox"/> 同上	〒	e-mail				
		岡山市					
【注意事項】							
・ 常設フレイル健康チェック実施機関として登録した実施機関は、幅広い周知のため、「フレイル健康チェック実施機関一覧」に掲載します。そのことについて了承の上、申し込みをしてください。							
・ 当該申込書と必要事項を記入、押印した「 <u>岡山市個人情報保護法施行細則第3条第1項に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書</u> 」を 2部 提出してください。							